

「学校に森林と木の香りを」整備事業助成要綱

（目的）

第1条 この事業は、「緑の募金」の寄付金により、学校等の教育施設において、森林の整備、木材の利用、緑の効用について理解を深めるとともに、木の香る快適な学習環境を提供するための施設を整備することを目的とする。

（助成対象施設）

第2条 助成の対象とする施設は、大阪府内に所在する小学校、中学校、高等学校、養護学校、幼稚園、保育園等の教育施設とする。

（助成事業者）

第3条 事業の実施者は、府、市町村教育委員会及び学校等の経営法人とする。

（助成の対象とする費用）

第4条 助成の対象とする費用は、教室等の内装、備品類の木質化及び森林・木材についての学習施設並びに校内の緑化等施設の一体的な整備に要する経費とし、これに必要な既存施設の撤去費を含む。

（1） 多目的教室等を始めとする校舎内の内装及び備品の木質化に要する経費

- ア 木材を使った天井、壁、床、建具、机、椅子等の整備に要する経費
- イ 使用した木材の解説を始め、森林の整備や木材利用についての解説施設の整備に要する経費

（2） 校内の緑化等に要する経費

- ア 樹木の植栽、並びに動植物の生息空間に配慮した緑化の要する経費
- イ 木材を使った屋外休憩施設や動物舎の整備に要する経費
- ウ 植栽する樹木の一部は、内装、備品に使用した木材の樹種を植栽するなど校舎内で学習したことを校庭で体験できるよう配慮する。

（助成額）

第5条 予算の範囲内で前条の事業に要する経費を助成する。

- 2 前項の事業に要する経費は、工事費、設計費、施工監理費、備品等の購入費とする。

(事業推進体制)

第6条 この事業を円滑に推進するため、大阪府並びに社団法人大阪府木材連合会に木材の利用技術、助成事業の周知並びに事業実施者との調整など事業全般にわたって協力を得るものとする。

(助成の申請)

第7条 助成金の交付の申請をしようとする者は、助成金交付申請書(様式第1号)に所要の事項を記載し、当協会が定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支予算書(様式第2号)
- (2) 事業地の現況写真
- (3) 工事設計図書(完成予想図を含む)
- (4) その他当協会が必要と認める事項

(助成金の交付の決定)

第8条 協会は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類により当該申請の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金の交付を決定し、申請者に通知する。

2 協会は、前項の場合において、適正な交付を行う必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき、修正を加えて助成金の交付を決定するものとする。

(助成金の交付の条件)

第9条 協会は、助成金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 助成事業に要する経費の配分の変更(協会の定める軽微な変更を除く)をする場合においては、協会の承認を得ること。
- (2) 助成事業の内容の変更(協会の定める軽微な変更を除く)をする場合においては、協会の承認を得ること。
- (3) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、協会の承認を受けること。
- (4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに協会に報告してその指示を受けること。
- (5) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業終了後に

においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(事情変更による決定の取消し)

第10条 協会は、助成金の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するものとする。

ただし、助成事業のうちすでに経過した期間にかかる部分についてはこの限りでない。

2 協会が前項の規定による助成金の交付の決定を取消す場合は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限るものとする。

- (1) 天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合
- (2) 助成事業者が補助金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業を遂行することができない場合(助成事業者の責に帰すべき事情による場合を除く)

(状況報告)

第11条 助成事業者は、協会の請求に基づき、助成事業の遂行の状況に関し、協会に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 助成事業者は、協会の定めるところにより、助成事業が完了したときは、助成事業の成果を記載した助成事業実績報告書(様式第4号)に所要の事項を記載し、当協会が定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支精算書(様式第5号)
- (2) 工事請負契約書、業務委託契約書等の証拠書類写し
- (3) 完成写真
- (4) その他当協会が必要と認める事項

(助成金の額の確定)

第13条 協会は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の審査により、その報告にかかる助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適

合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成事業者
に通知するものとする。

(助成金の交付)

第 14 条 助成金は、事業が完了し、実績報告に基づき助成額が確定した後、助
成事業者の請求により交付する。

(決定の取消し)

第 15 条 協会は、助成事業者が、助成金を他の用途へ使用し、その他助成事業
に関して助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又
はこれに基づく協会の指示に違反したときは、助成金の交付の決定の全部
又は一部を取消すものとする。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった
後においても適用する。

(助成金の返還)

第 16 条 協会は、助成金の交付の決定を取消した場合において、助成事業の当
該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限
を定めて、その返還を求める。

2 協会は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、
すでにその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、そ
の返還を求める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 9 月 7 日から施行する。